

環 備 ー 307

令和4年6月14日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会
会長 山岡 緑三郎 様

秋田県生活環境部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る県の感染警戒レベルの
引き下げについて (通知)

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年6月10日の秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、病床使用率や重症者数のほか、療養者数の推移等を踏まえ、県の感染警戒レベルが「2」から「1」に引き下げられました。

については、引き続き基本的な感染防止対策の実施について貴会員に周知するとともに、感染拡大を警戒しながら貴協会が計画するイベント等を開催するなど、社会経済活動の積極的な推進についても御協力くださるようお願いいたします。

<添付資料>

- ・ (資料3) 感染警戒レベル等について
- ・ (資料4) 新型コロナウイルス感染症に係る主な取組の状況について

【担当】

秋田県生活環境部
環境整備課 廃棄物対策班 伊藤
電 話：018-860-1624
E-mail：recycle@pref.akita.lg.jp

感染警戒レベル等について

令和4年6月10日
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 現在の状況

- ・ 全国の1日当たりの新規感染者数は、6月6日には約5か月ぶりに1万人を下回るなど、減少傾向にある。(1日当たり最大は、2月5日の約10万5千人)
- ・ 県内の新規感染者数は、ゴールデンウィーク後に一時的に増加したものの、5月中旬以降は減少傾向となり、最近は100人を下回る日が続いている。
- ・ クラスタについては、学校、教育・保育施設、高齢者施設での発生が多く、子どもとその親世代での感染事例が多くみられる。
- ・ 関連データをみると、ワクチン接種の伸びにつれて、入院者数、療養者数が減少し、重症者数はゼロが続いている。

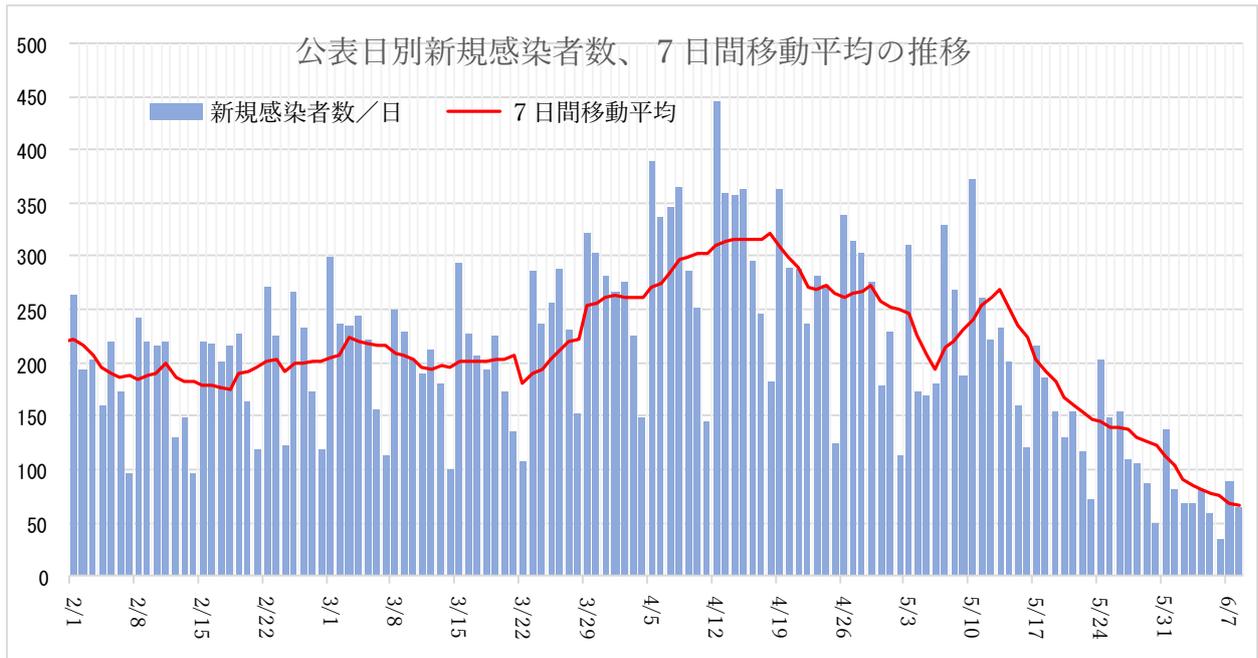
【関連データ】

月日	曜日	病床 使用率 %	入院者数 人	入院者数		宿泊 療養者数 人	自宅 療養者数 人	新規発生 クラスター 件	ワクチン 3回目 接種率%	無料検査 件数 件
				うち確保病床 の入院者数	うち重症者数 人					
5月22日	日	24.9	81	72	0	85	1,138	6	—	2,455
5月23日	月	23.5	77	68	0	75	1,064	0	65.9	2,316
5月24日	火	20.4	68	59	0	66	991	7	—	
5月25日	水	21.8	72	63	0	70	1,035	1	—	
5月26日	木	22.5	77	65	0	71	1,011	1	—	
5月27日	金	21.5	74	62	0	57	1,010	1	—	
5月28日	土	20.8	75	60	0	66	963	0	—	
5月29日	日	21.1	80	61	0	56	959	3	—	
5月30日	月	19.4	79	56	0	53	959	1	68.1	
5月31日	火	15.9	69	46	0	49	958	3	—	1,192
6月1日	水	13.5	64	39	0	50	897	1	—	
6月2日	木	11.1	58	32	0	47	822	1	—	
6月3日	金	10.0	56	29	0	37	768	1	—	
6月4日	土	10.4	56	30	0	39	756	1	—	
6月5日	日	11.4	59	33	0	37	696	3	—	
6月6日	月	10.0	55	29	0	31	689	0	69.3	—
6月7日	火	10.0	55	29	0	27	674	2	—	
6月8日	水	8.0	47	23	0	25	687	2	—	

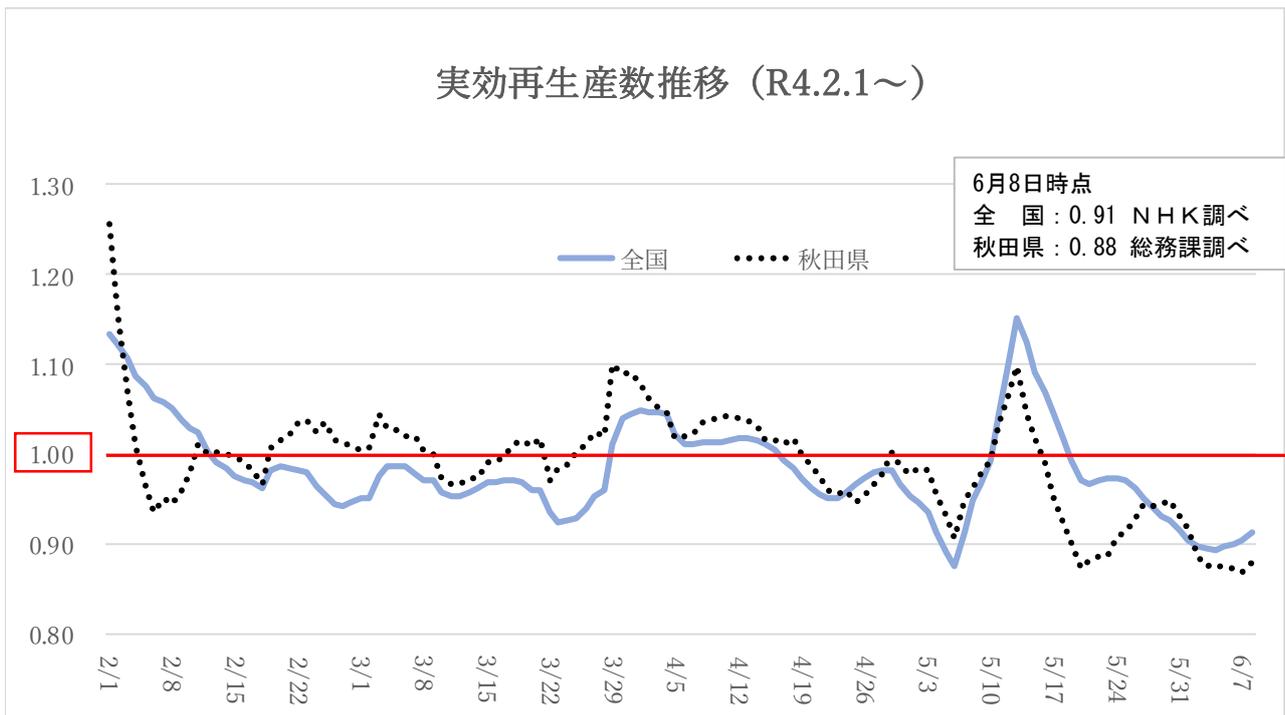
※「確保病床」:新型コロナウイルスの入院受入用として医療機関からあらかじめ報告を受けて確保している病床

※病床使用率の算定には、上記確保病床以外の病床の入院者は含まない。

【公表日別新規感染者数、7日間移動平均の推移（令和4年2月～）】



【本県と全国の実効再生産数推移の比較（令和4年2月～）】



【2月～5月のクラスターの発生件数】

	教育・ 保育施設	学校	スポーツ関連	職場	会食	飲食店	医療機関	福祉施設	その他	計
2月	14	25	3	9	2	-	3	21	2	79
3月	25	16	-	14	10	3	2	11	1	82
4月	25	27	7	12	3	2	6	18	-	100
5月	13	20	5	7	1	-	6	24	1	77

2 県の感染警戒レベルの引き下げ

- ・ 病床使用率や重症者数のほか、療養者数の推移等を踏まえ、県の感染警戒レベルを「2」から「1」に引き下げる。

3 県民への要請内容等

(1) 基本的な感染防止対策

- ① 飲食を伴う集まりは、「長時間を避け」、「マスク会食」を行うとともに、「参加人数に応じた席の配置」や「十分な換気」を徹底すること。
- ② 集会、イベント等の開催に当たっては、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」などを徹底すること。
- ③ 職場や飲食店等における業種別ガイドラインを実践し、感染防止対策を徹底すること。
- ④ 感染リスクの高い場面に接した場合など感染に不安を感じる方（無症状者に限る。）は、「感染拡大傾向時の一般検査事業（無料のPCR等検査）」を活用すること。
※上記の一般検査事業は今月末まで継続する。（7月以降については未定）
- ⑤ 県外との往来に際しても、一人ひとりが基本的な感染防止対策をとること。

(2) 状況に応じたマスクの適切な着用

- ・ 別紙の厚生労働省及び文部科学省リーフレットを参照



屋外・屋内でのマスク着用について

- マスク着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要です。
一人ひとりの行動が、大切な人と私たちの日常を守ることに繋がります。
- 屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や、距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**
- 屋内では、人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**



【屋外】

距離が確保できる

距離が確保できない

マスク必要なし

マスク着用推奨

会話を
する



マスク必要なし

マスク必要なし

会話を
ほとんど
行わない



公園での散歩やランニング、サイクリングなど

徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面

【屋内】

距離が確保できる

距離が確保できない

マスク着用推奨

マスク着用推奨

会話を
する



会話を
ほとんど
行わない

マスク必要なし

マスク着用推奨



通勤ラッシュ時や人混みの中
ではマスクを着用しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、**マスクを着用しましょう。**
体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。



夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

マスクに
関するQ&A



子どものマスク着用について



人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合
 においては、マスクを着用する必要はありません。
 また、就学前のお子さんについては、
 マスク着用を一律には求めています。



就学児について

（小学校から高校段階）

マスク着用の必要がない場面

屋外

- ・人との距離が確保できる場合
 - ・人との距離が確保できなくても、
会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞離れて行う運動や移動、
鬼ごっこなど密にならない外遊び
 ＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

屋内

- ・人との距離が確保でき、
会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習



学校生活

屋外の運動場に限らず、
 プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際
※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう
※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

保育所・認定こども園・幼稚園等の 就学前児について

2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども

他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めています。
 マスクを着用する場合は、保護者や周りの
 大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。



気をつける
ポイント

- ▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、
マスクを外すことを推奨します。
- ▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、
「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。
※その他地域の状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。



新型コロナウイルス感染症に係る主な取組の状況について

令和 4 年 6 月 1 0 日
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部【飲食店・宿泊施設における感染防止対策への支援等】（生活環境部、産業労働部、
観光文化スポーツ部）

(1) 飲食店の認証制度

適切な感染防止対策を講じる飲食店を認証する制度の導入

- ・ 申請期間：R3. 5. 28～
- ・ 認証件数：956 施設（6/7 現在）

(2) 飲食店感染予防環境整備支援事業（新型コロナ対策認証枠）

飲食店の認証取得に向けた設備導入への助成

ア R 3 年度

- ・ 交付件数：673 件、102,650 千円

イ R 4 年度

- ・ 補助率：4/5（上限額 30 万円）
- ・ 申請期間：R4. 4. 1～R4. 12. 28
- ・ 対象期間：R3. 4. 1～R4. 12. 28
- ・ 申請件数：44 件（6/6 現在）

(3) 宿泊施設感染防止対策等支援事業の実施

感染防止対策等のための物品購入や施設改修等に必要な経費への助成

○ 感染防止対策のための物品購入等への支援

- ・ 補助率：2/3（上限額 200 万円）※認証取得に向けた取組は 4/5
- ・ 申請期間：R3. 5. 28～R4. 2. 28
- ・ 申請件数：174 施設

○ 感染防止対策等のための施設改修等への支援

- ・ 補助率等：1/2（上限額 500 万円）※経営改善計画策定は 2/3（1,000 万円）
- ・ 申請期間：R3. 6. 2～R3. 11. 19
- ・ 申請件数：59 施設

【企業の事業・雇用継続に対する支援等】（産業労働部）

(1) 資金繰り支援

ア R 3 年度

売上高が減少している中小企業に対する経営安定資金の無利子・無保証料貸付
実施期間 R4. 1. 1～R4. 3. 31 まで（保証承諾ベース）

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策枠 2,355 件、506.4 億円

イ R 4 年度

売上高が減少している中小企業に対する経営安定資金の条件が有利な制度を実施

- ・新型コロナウイルス感染症対策枠（5/31 現在） 52 件、5.0 億円
- ・ウィズ・アフターコロナ枠（5/31 現在） 1 件、0.1 億円

（2）県内飲食店の応援事業の実施

○県内の飲食店等を支援するためのプレミアム飲食券の発行

【販売期間】紙飲食券：R4. 4. 15～R4. 12. 15

電子飲食券：R4. 4. 25～R4. 12. 15

【利用期間】販売開始日～R4. 12. 31

【販売枚数】合計：2,000,848 枚（6/5 現在）

（内訳）

紙飲食券：1,154,800 枚

電子飲食券：846,048 枚

【利用可能店舗数】2,277 店（6/1 現在）

【宿泊・観光需要の喚起等】（観光文化スポーツ部）

（1）「旅して応援！」あきた春割事業（あきた春割キャンペーン）の実施

○ 旅行商品や宿泊代金に対する割引

県内在住者等を対象とした県内を目的地とする旅行商品や宿泊代金について、1 人 1 泊（日帰りは 1 回）当たり 5,000 円を上限に割引する。

・対象期間：R4. 3. 1～R4. 6. 30（予定）

・対象者：県内及び北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県在住者

・割引額：代金の 1 / 2（上限 5,000 円）

・人泊数：240,000 人泊（予定）

・実績：563,883 千円（152,908 人泊）※5/31 付け速報値

○ 地域限定クーポン券の発行

上記の割引に加え、旅行期間中に使用できる地域限定クーポン券を 1 人 1 泊（日帰りは 1 回）当たり 2,000 円を上限に配付する。

・対象期間：R4. 3. 1～R4. 6. 30（予定）

・対象施設：県内の観光関連施設（道の駅、土産店、観光体験施設 等）

・実績：206,368 千円（206,368 枚）※5/31 付け速報値

○ 支援対象範囲の拡大と利用条件の変更について

県内在住者のみに限定していたあきた春割キャンペーンの対象者に、北海道、岩手県、宮城県、山形県、福島県の 5 道県在住者を追加し、令和 4 年 4 月 1 日（金）から予約受付を開始した。加えて、令和 4 年 4 月 1 日（月）から対象者に青森県在住者を加え、同日から予約受付を開始した。

また、利用条件として、県内在住者が本キャンペーンを利用する場合を除き、令和 4 年 4 月 1 日（金）以降の予約分については、ワクチンを 3 回接種したこと、または、PCR 検査や抗原定性検査等の結果が陰性であることの証明が必要となる。

○ 対象期間の延長について

あきた春割キャンペーンの期間を 1 か月延長し、令和 4 年 5 月 31 日（火）（6 月 1 日（水）チェックアウト）までを対象期間とする。ただし、令和 4 年 4 月

29日（金）から令和4年5月8日（日）（5月9日（月）チェックアウト）までの期間はゴールデンウィーク期間として、本キャンペーン利用対象外とする。

○ 対象期間の再延長について

あきた春割キャンペーンの期間を1か月再延長し、令和4年6月30日（木）（7月1日（金）チェックアウト）までを対象期間とする。

（2）秋田版G・O・T・Oトラベル事業の実施

○ 旅行商品や宿泊代金に対する割引

国内在住者を対象に、県内を目的地とする旅行商品や宿泊代金に対する割引を実施する。

・対象期間：R4.5.9～R4.7.20（予定）

・対象者：国内在住者（感染状況に応じて、柔軟に対応）

・割引額：代金の20%を割引

＜交通付商品＞ 1人1泊当たり上限8,000円

＜交通付商品以外＞ 1人1泊当たり上限5,000円

＜日帰り旅行＞ 1人1回当たり上限2,000円

・人泊数：800,000人泊（予定）

○ 地域限定クーポン券の発行

上記の割引に加え、旅行期間中に使用できる地域限定クーポン券を1人1泊（日帰りは1回）当たり3,000円を上限に配付する。

・対象期間：R4.5.9～7.21（予定）

・対象施設：県内の観光関連施設（道の駅、土産店、観光体験施設等）

○ その他

国の補助金交付要綱の改正により、クーポン券の運用や実施期間等について変更を行う場合がある。